

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 20 日

京都府南丹保健所長 様

提出者

住 所 静岡県富士市今泉700番地の1

氏 名 ジャトコ株式会社代表取締役社長 佐藤 朋由
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0771-43-2232

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ジャトコ株式会社 八木地区
事業場の所在地	京都府南丹市八木町室橋山田10番地の1
事業の種類	輸送機械器具製造業(日本標準産業分類番号 3113)
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1107 t	全処理委託量	1107 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	588 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1045 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

世

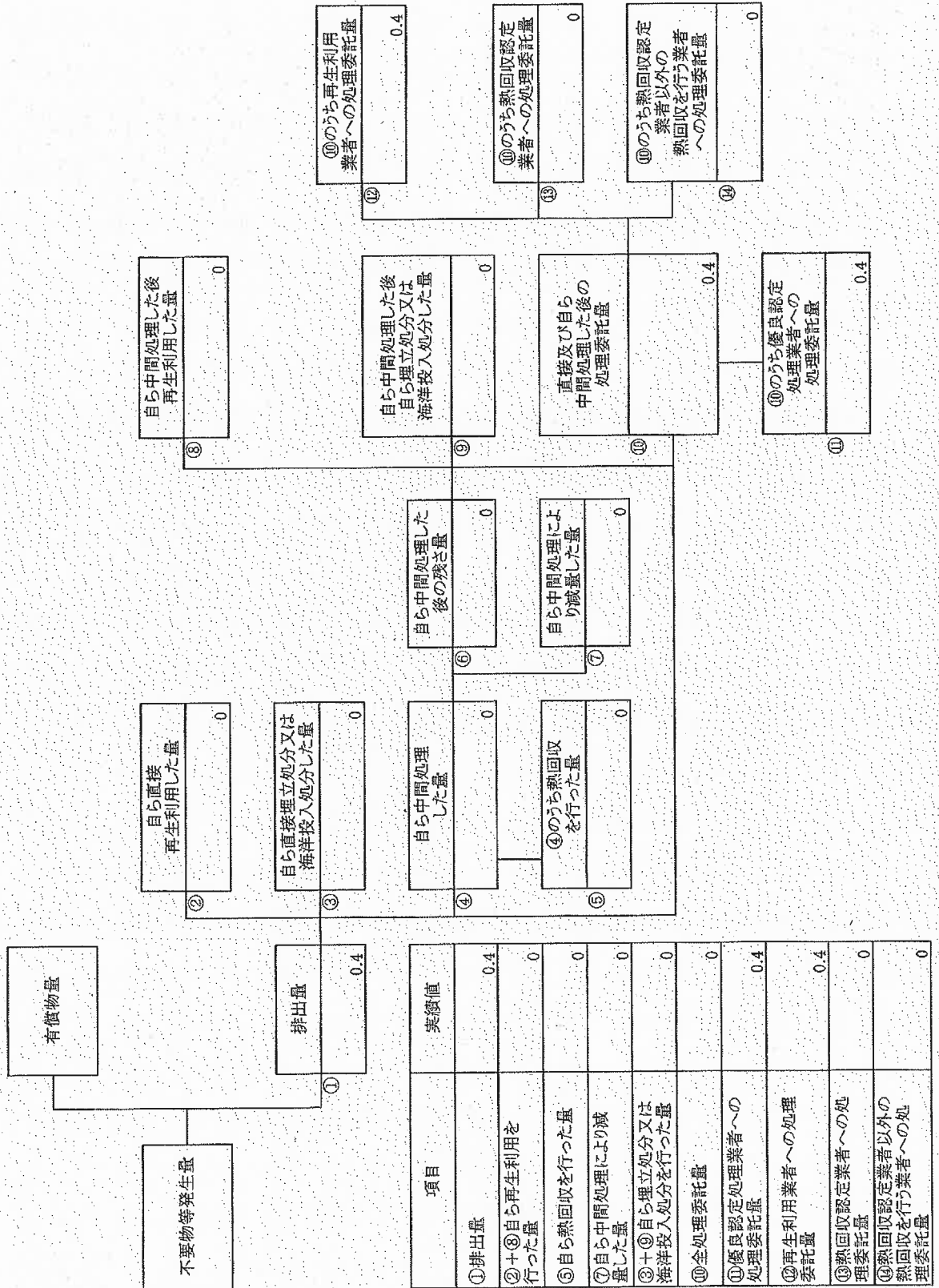
- 産業廃棄物の種類ごと（排出したもの）に、①～④の各数値を記載してください。（自動で第2面に転記されます。）
下表にない産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、品目を記載してください。
行が足りない場合は、行を追加してください。（また、シートを追加して、第2面を作成してください。）

[illegible]

連日之憂鬱は原則として四枚五入。だが、数字が有効であれば小數点以下3桁まで記載は可。

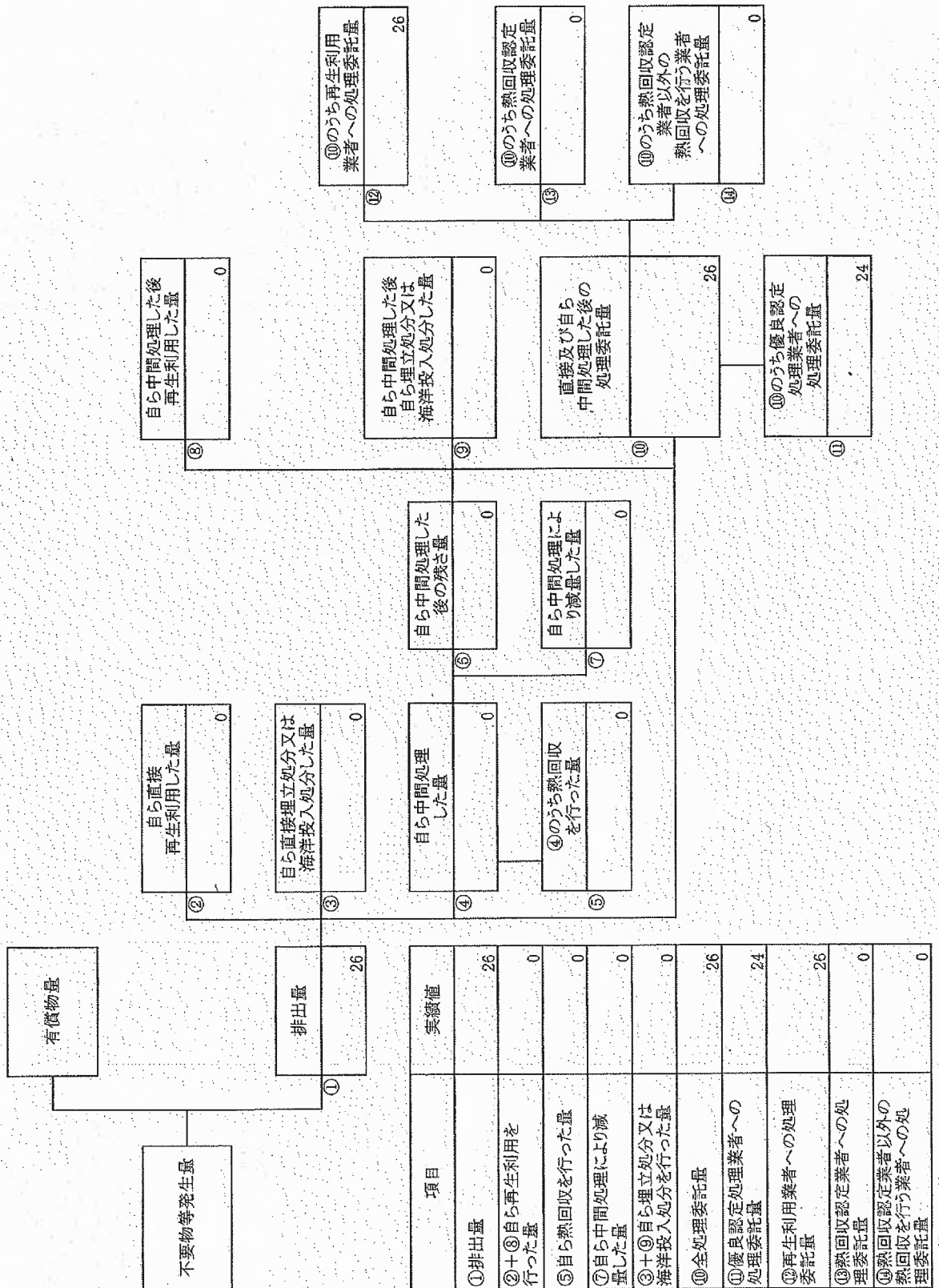
(産業廃棄物の種類: 燃え殻)

計画の実施状況



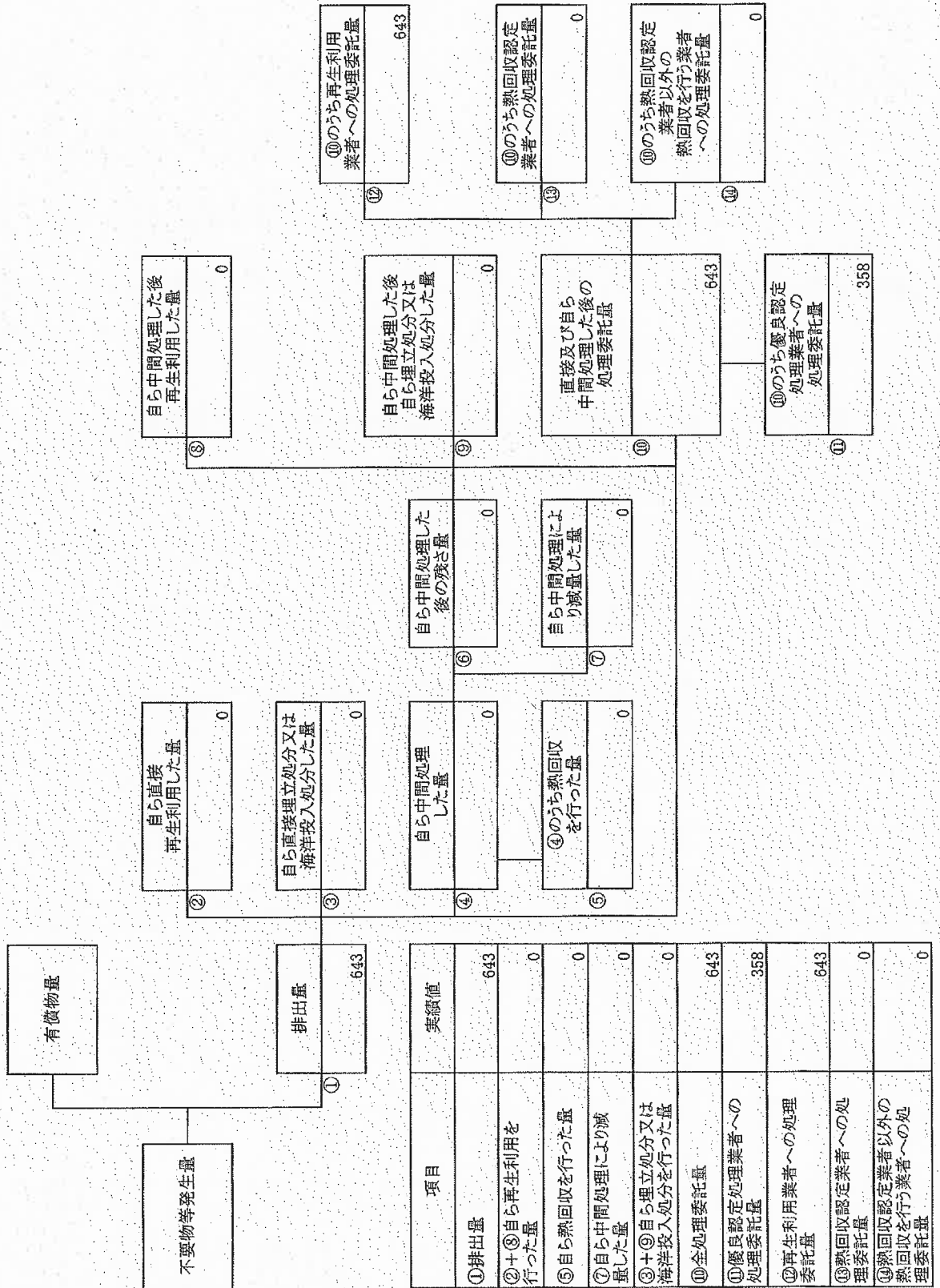
(産業廃棄物の種類: 汚泥)

計画の実施状況



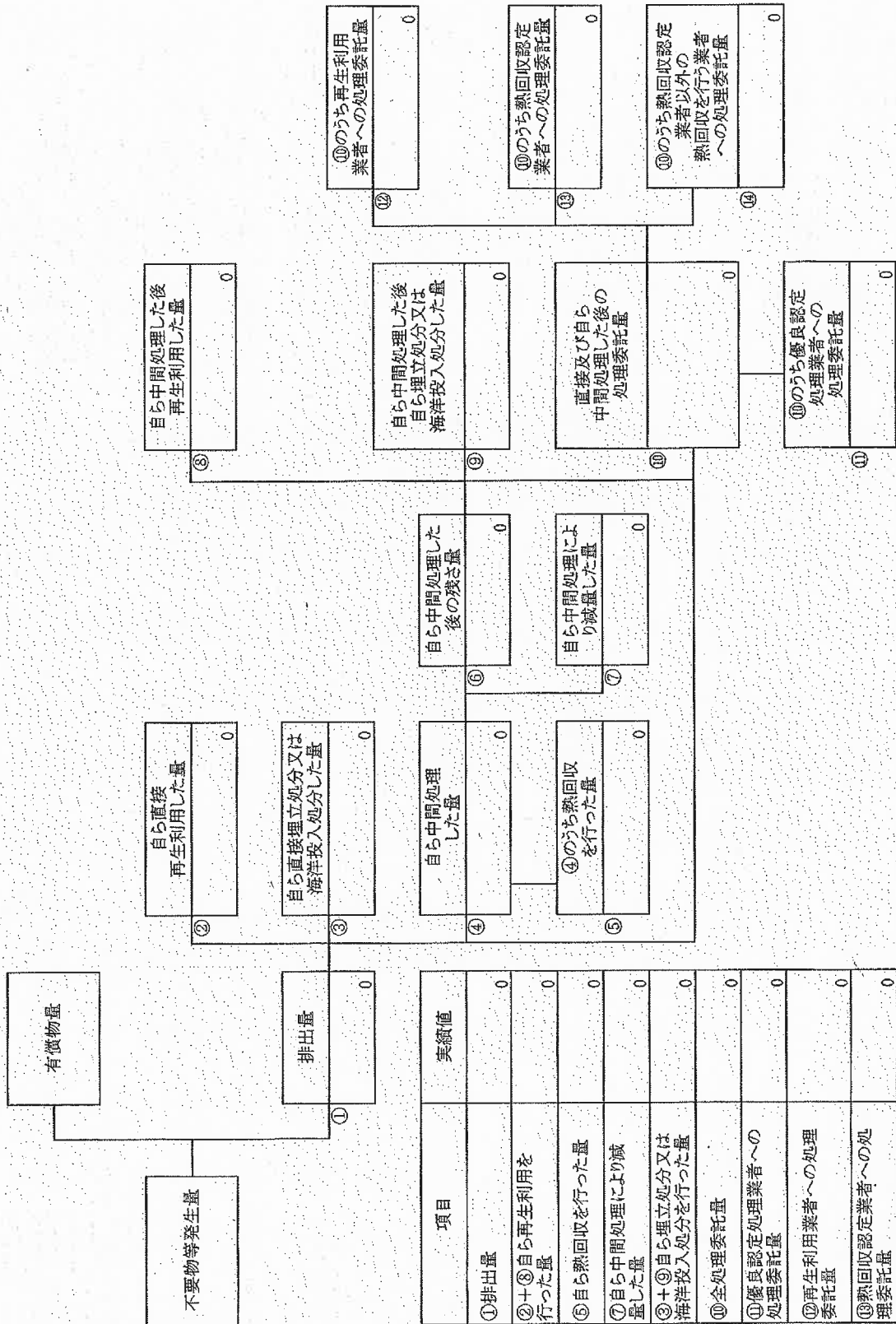
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃油)



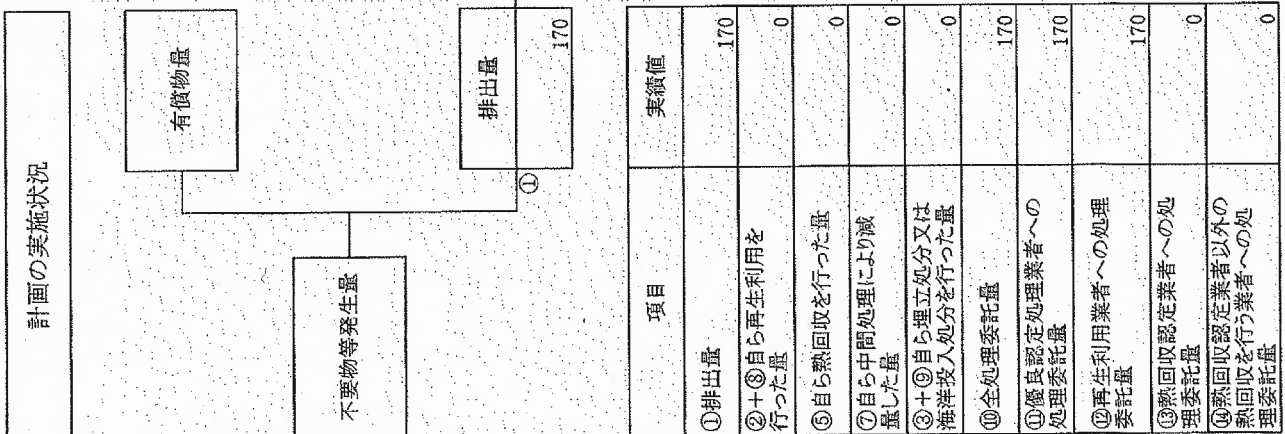
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



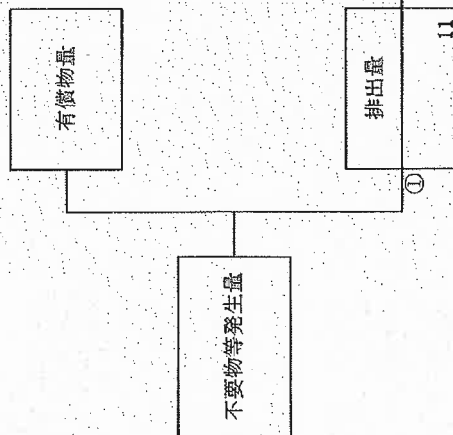
項目	実績値
①排出量	0
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類：金属くず)

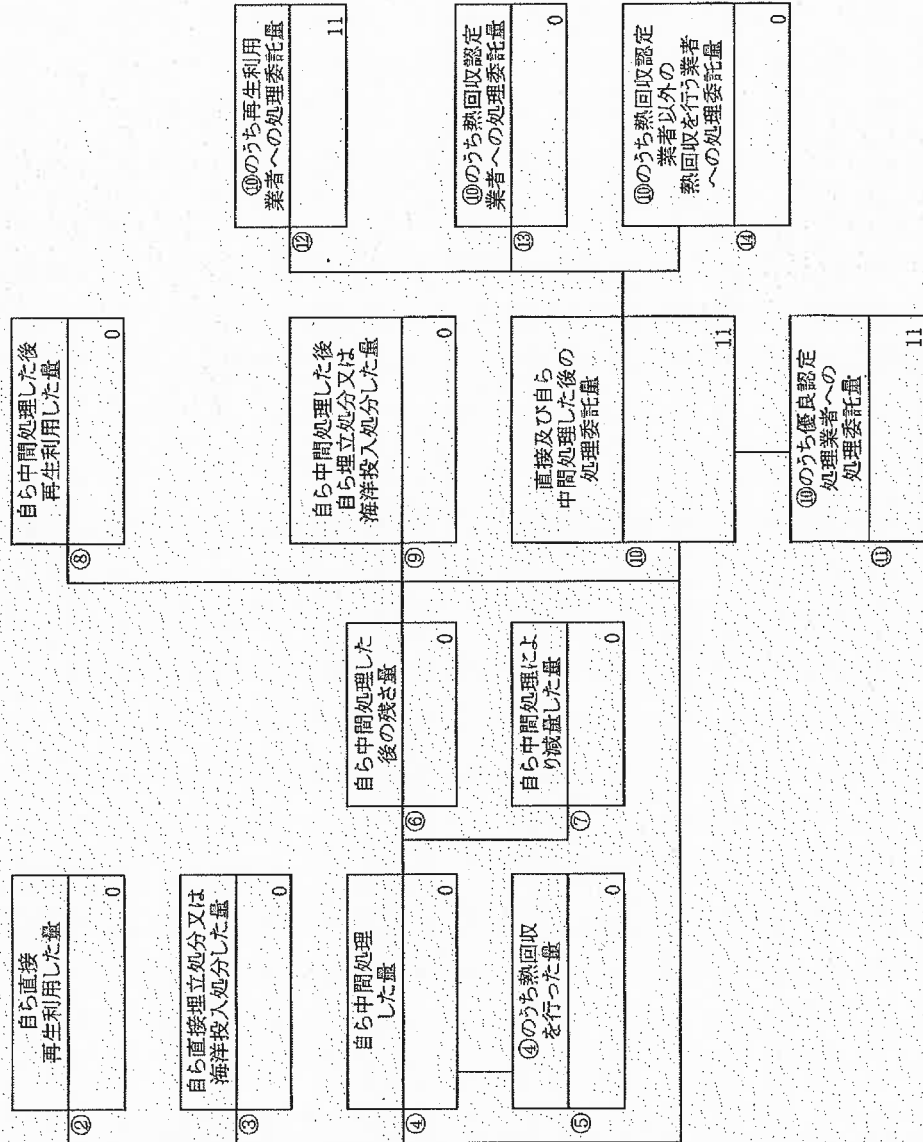


(産業廃棄物の種類: ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず)

計画の実施状況

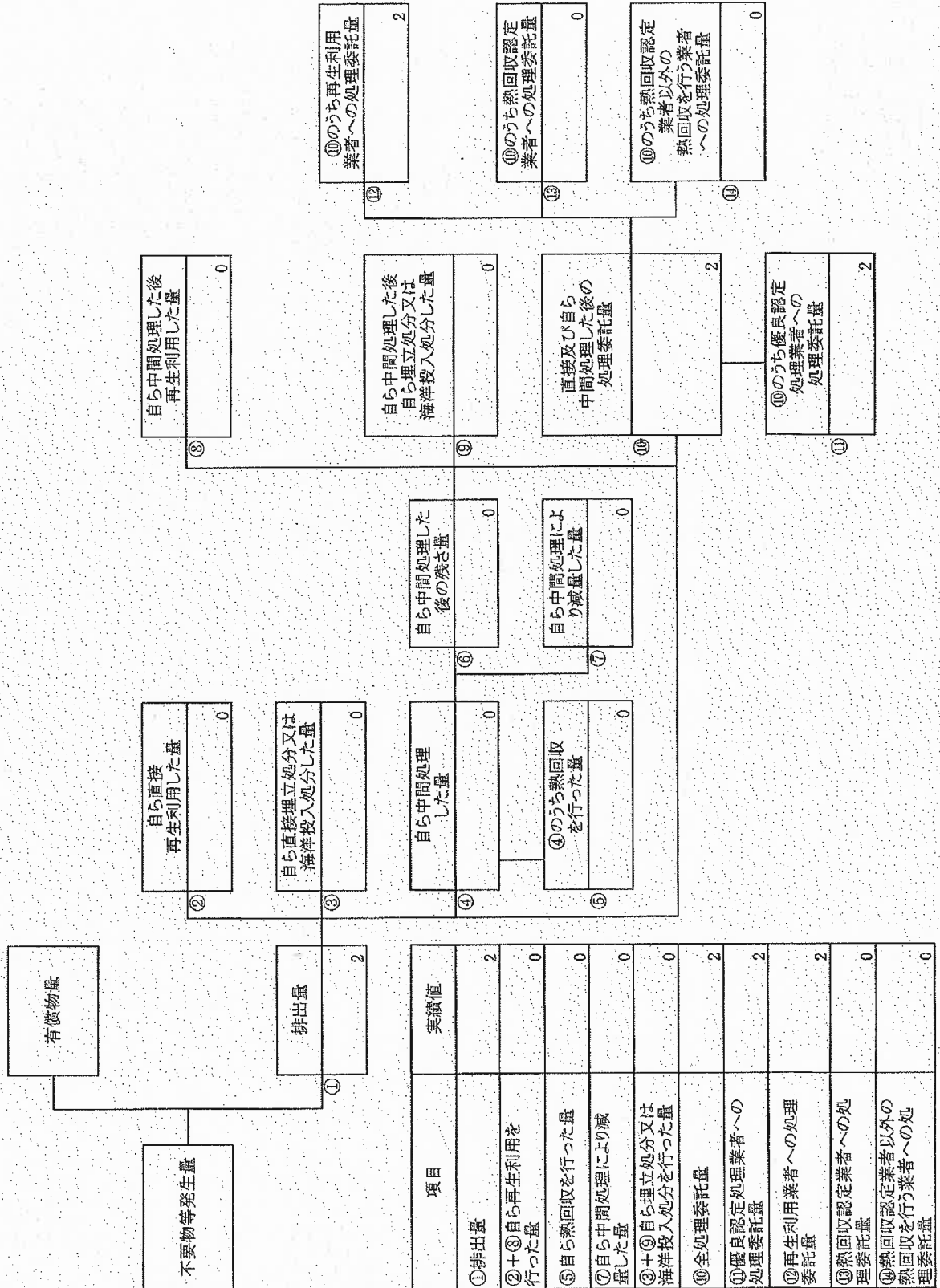


項目	実績値
①排出量	11
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	11
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11
⑫再生利用業者への処理委託量	11
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



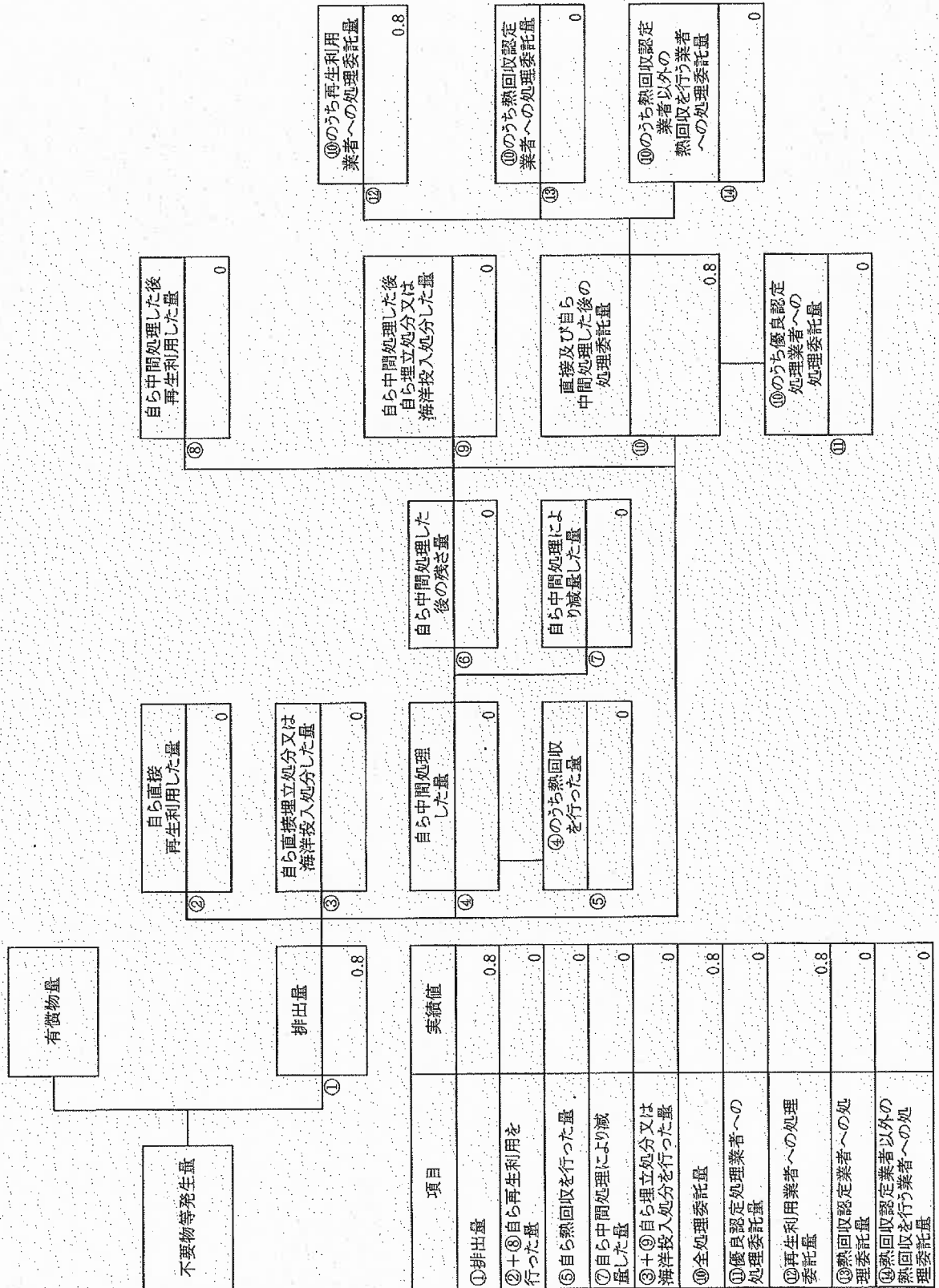
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



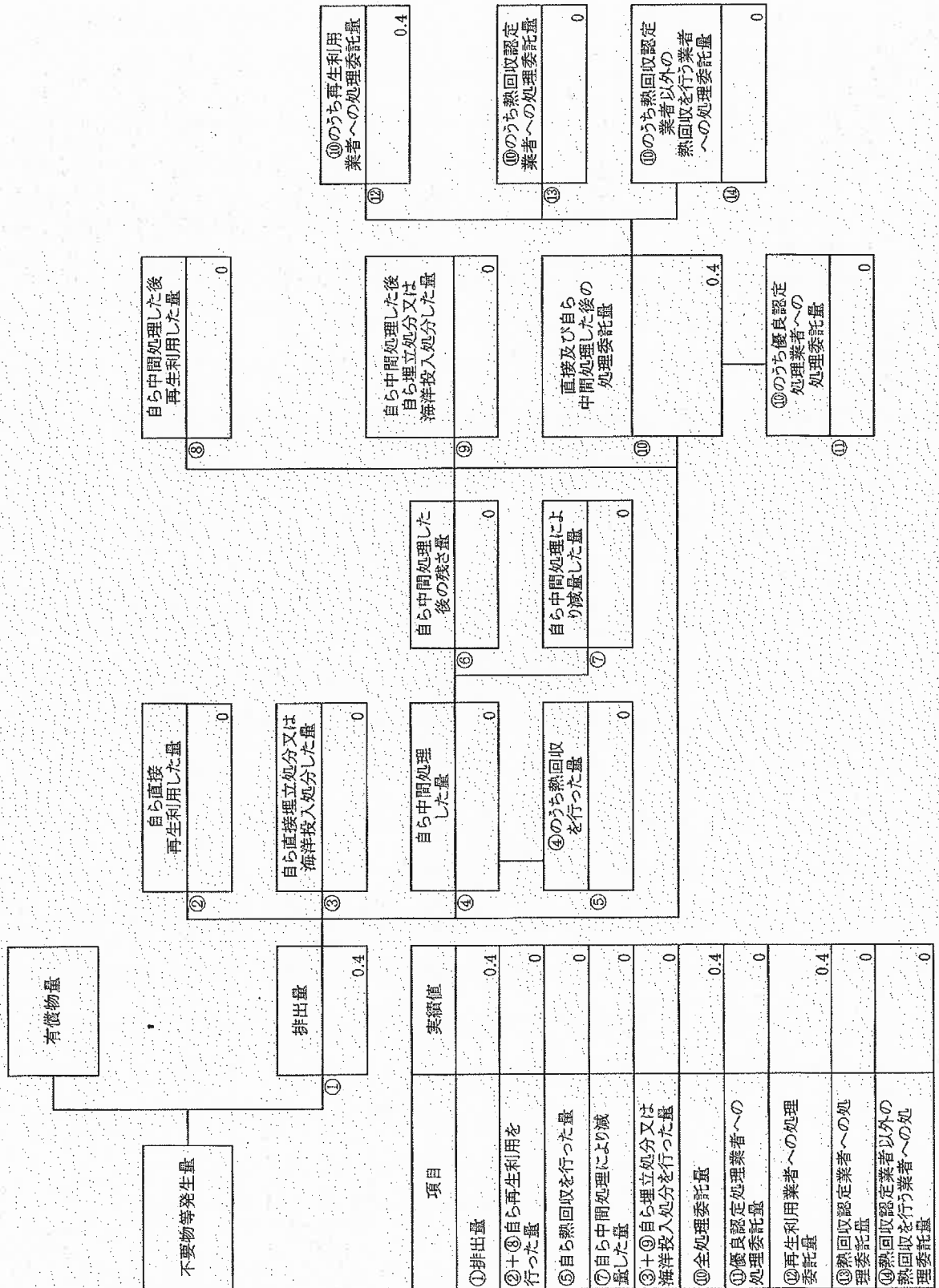
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 蛍光灯)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 電池)



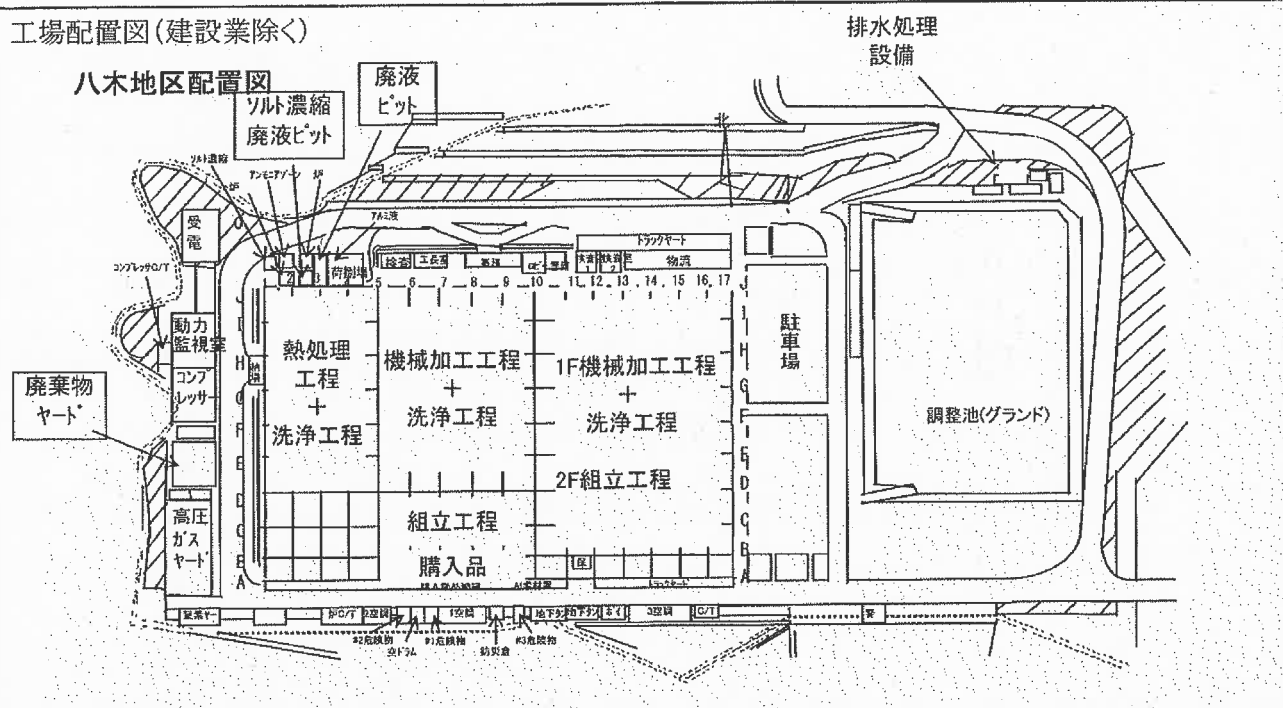
(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

工場配置図(建設業除く)



廃棄物発生工程(製造業は製造工程概要含む), 工場内処理フロー

(1) 廃棄物発生工程

発生工程	発生廃棄物
機械加工工程	廃油(切削廃液), 廃油(ウエス), 廃プラスチック, 金属屑(研磨粉), 陶磁器屑(砥石屑), 汚泥(ショット粉)
洗浄工程	廃油(切削廃液), 廃油(ウエス)
組立工程	廃油(廃液), 廃油(ウエス), 廃プラスチック
熱処理工程	廃油(廃液), 廃プラスチック, ショット粉, ガラス・陶磁器屑(耐火レンガ、ファイバー), 燃え殻
購入品	廃プラスチック
工場管理	ガラス屑, 木くず, 水銀含有産業廃棄物(廃蛍光灯, 廃電池)
排水処理	汚泥(総排ケーキ)
廃液ピット	汚泥(ピット汚泥)

(2) 事業場内処理フロー

汚泥(ピット汚泥)	→ 廃液ピットに経年堆積	→ 業者委託
汚泥(総排ケーキ)	→ 脱水処理	→ 専用缶 → 業者委託
汚泥(ショット粉)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ フレコンパック → 業者委託
廃油(廃液)	→ バキューム運搬	→ 廃液ピット → 業者委託
廃油(ウエス)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 業者専用コンテナ → 業者委託
廃プラスチック類	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 業者専用コンテナ → 業者委託
水銀含有産業廃棄物(蛍光灯・電池)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 専用缶 → 業者委託
ガラス・陶磁器屑(砥石屑)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 専用缶 → 業者委託
(ファイバー、耐火レンガ)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ フレコンパック → 業者委託
燃え殻(燃え殻)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ フレコンパック → 業者委託
金属くず(研磨粉)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 専用缶 → 業者委託
木くず	→ 廃棄ヤードへ運搬	→ 業者専用コンテナ → 業者委託